

報告第19号

市長の専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年12月6日提出

佐野市長 岡部正英



専決第12号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年7月20日に佐野市富岡町675番5地先で発生した物損事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和元年10月10日

佐野市長 岡部正英

- 1 損害賠償額 18,000円
- 2 和解内容

前項に定める損害賠償金を靴購入費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議、請求の申立てをしない。

- 3 相手方の住所及び氏名

[Redacted]

[Redacted]

専決第12号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和元年7月20日(土) 午後6時00分頃 場所 佐野市富岡町675番5地先
3 発生時の状況	相手方が徒歩で通行中、側溝の隙間に足をつまずき、靴を損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	靴購入費 18,000円
6 和解日	令和元年10月10日
7 略図	<p>The diagram illustrates the accident location. A road runs horizontally across the top right, labeled '犬伏144号線'. A side ditch runs vertically below the road, marked with an 'X'. A circle with a dot on the road is labeled '事故現場'. To the right of the ditch is a box labeled '滝口歯科医院'. In the bottom left, there is a box labeled 'カンセキ'. A north arrow is located in the upper right corner of the diagram area.</p>